

「福島県の水産仲買・加工事業者等に対する
タイ王国への販路拡大等にかかる支援」業務委託
委託仕様書

2025 年 9 月

公益社団法人 福島相双復興推進機構
水産販路等支援プロジェクトチーム

1. 業務目的

本業務は、福島相双地域（※）の復興加速化と発展に向けて、タイ王国（以下、単に「タイ」という）の最新情報を常に携える受託者からの海外プラットフォーム形成業務（海外輸出を期待する、福島相双地域の水産仲買・加工事業者（以下、「福島相双水産事業者」という）に対し、当該事業者が取り扱う商品等の販路拡大に向け、タイの現地事業者、国内輸出企業、公的セクターとのマッチング等を支援する取組）を通じてさまざまな関係者と協働しながら実行することで、福島相双水産事業者の海外販路を拡大することを目的とする。

（※）東日本大震災により被災し、福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域となった福島県内 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）および新地町、相馬市、いわき市の 15 市町村。

2. 委託期間・管理箇所

（自）契約締結日 ～（至）2026年 3月18日（水）

公益社団法人 福島相双復興推進機構

事業者支援グループ 水産販路等支援プロジェクトチーム

3. 業務内容（本業務の募集要項 2.（2）も参照すること）

福島相双水産事業者と、タイの現地飲食店、小売・スーパー、ホテル等の民間事業者及び公的セクター、日本国内の輸出企業等とのマッチング、並びに現地のレストラン、小売・スーパー等での販売促進イベントの実現に向けた支援を実行（実行に向けた諸調整を含む）する。なお、業務内容や工程等に変更が生じた場合には、その都度、発注者と協議のうえ対応すること。

（1）キックオフ打合せ

契約締結後速やかに、方向性、進め方、スケジュール等について、発注者とオンラインにて打合せを行う。

（2）定期会議

内容の擦り合わせ、議論、進捗確認などを目的に、発注者と月 1 回程度、オンラインにて開催する。（契約締結後の初月は（1）に含む）

(3) 福島相双水産事業者の取り扱う商品等の販路拡大に向けた、タイの現地飲食店、小売・スーパー、ホテル等のバイヤー等とのマッチング支援業務

5 者程度とのマッチングに向けた取組を実施する。

- ・タイの現地飲食店、小売・スーパー、ホテル等の選定業務
- ・タイの現地飲食店、小売・スーパー、ホテル等のバイヤーと事業者の商談代行、商談会の設営・実施業務
- ・商談会・事業者商品採用後の定常販売に向けたフォロー業務

(4) 福島相双水産事業者の取り扱う商品等の販路拡大に向けた、タイに向けた日本国内輸出企業等とのマッチング支援業務

3 者程度とのマッチングに向けた取組を実施する。

- ・日本国内のタイ向け輸出企業の選定及びマッチング
- ・マッチングした輸出企業等との輸出に関する、福島相双水産事業者への適切な助言の実施と業務管理業務

(5) タイの現地飲食店、小売・スーパー、ホテル等での販売促進イベントの実現に向けた支援業務

1 件程度のイベントの実現に向けた取組を実施する。

(6) タイにおける公的セクターと当機構のマッチング支援業務

3 者程度とのマッチングに向けた取組を実施する。

(7) その他、海外輸出プラットフォーム形成に資する支援業務

(8) 業務実施報告書の作成

業務実績、所感を取り纏めて業務実施報告書を作成する。なお、(3)～(6)に掲げる数値目標を達成できなかった場合は、本報告書にその要因等をまとめて報告すること。

4. 納入物

受託者は、委託業務の完了日までに以下の書類を当機構に提出する。なお、提出前（遅くとも提出期限の3日前を目安）に仮報告書を当機構へ提出し、記載内容の確認を受ける。

納入物：業務実施報告書 1部（電子データ可）

提出期限：委託完了日

5. 納入場所

〒960-8031 福島県福島市栄町 6-6 福島セントランドビル 4F

公益社団法人 福島相双復興推進機構

事業者支援グループ 水産販路等支援プロジェクトチーム

6. 検収方法

納入物の確認をもって検収とする。

7. その他の要求事項

(1) 機密保持

受託者は本業務を通じて入手し得た全ての情報について、委託期間中はもちろん委託期間満了後、または契約の解除後といえども、当機構の許可なく第三者に開示してはならない。

(2) 仕様書に定めない事項の取扱い

本仕様書に定めない事項については、双方誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

以 上